安城市電子入札実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、安城市契約規則（昭和４１年安城市規則第１０号。以下「契約規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）利用規約（以下「利用規約」という。）の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

（優先順位）

第２条　この要領の規定は、電子入札において安城市入札心得書に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、安城市入札心得書の規定を準用する。

（定義）

第３条　この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）　あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、入札結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステム（以下「電子調達システム」という。）をいう。

（２）電子入札　電子調達システムを利用して行う入札・開札等の手続をいう。

（３）紙入札　電子調達システムを利用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。

（４）電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号。以下「電子署名法という。」第２条第１項に規定するものをいう。

（５）電子証明書　電子署名法に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行するものであって、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成１３年総務省・法務省・経済産業省令第２号）第４条第１号に規定するものをいう。

（６）ＩＣカード　電子証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

（７）電子ファイル　電子入札において提出書類として扱う電子文書をいう。

（８）工事委託　利用規約に定める設計、測量、建設コンサルタント等業務をいう。

（９）契約担当者　契約規則第２条第１号に規定する契約担当者をいう。

（電子入札の対象）

第４条　電子入札を実施する入札方式は次のとおりとする。

区分	入札方式
建設工事	・一般競争入札 ・指名競争入札
工事委託	・一般競争入札 ・指名競争入札

（電子調達システムの利用）

第５条　電子調達システムを利用することができる者は、次の各号のとおりとする。

（１）電子入札の参加者

電子入札に参加できる者は、安城市競争入札参加資格を有し、ＩＣカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。

（２）特定共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

特定共同企業体は、その企業体を代表する者のＩＣカードで、電子入札に参加するものとする。この場合は、競争参加資格確認申請書（事後審査型一般競争入札にあっては、入札参加申込書。以下「申込書」と総称する。）及び入札書に特定共同企業体名を必ず入力しなければならない。

（ＩＣカードの不正使用）

第６条　入札参加者がＩＣカードを不正使用等した場合（他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。）は、次のような取扱いができるものとする。

なお、ＩＣカードの不正使用等とは、

（１）開札までに不正使用等が判明した場合

当該案件の入札参加資格取消。ただし、既に入札済みのものはその入札を無効とする。

（２）落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合

落札決定取消

（３）契約締結後に不正使用等が判明した場合

契約解除

（申込書等の提出）

第７条　申込書等の提出方法は、次の各号のとおりとする。

（１）申込書の提出

入札参加者は、申込書の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子調達システムにより提出しなければならない。

（２）資料の提出

入札参加者は、競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を電子調達システムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、この場合のファイル容量は、１ＭＢ以内とする。

また、添付する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は以下のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Word （Microsoft Corp.）	Word2010形式以下
Excel（Microsoft Corp.）	Excel2010形式以下
その他	PDF(Adobe Reader 9 に対応しているもの) 画像ファイル（JPEG、TIFF又はGIF形式） 圧縮ファイル（Zip又はCab形式、ただし自己解凍形式（EXE形式）は認めない。）

（３）郵送又は持参での資料の提出

入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が１ＭＢを超える場合は、書面による資料を郵送又は持参により申込書受付締切日時までに提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

（４）資料の再提出

入札参加者は、添付した資料に誤り等があった場合は、申込書受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

（５）資料内容の確認

落札候補者は、資料の内容が確認できる書類を、必要に応じて契約担当者の指示により提出しなければならない。

（６）ウィルス対策

資料の作成に際しては、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の

上、常に最新のパターンファイルを適用して作成し、添付時に必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。契約担当者は、添付された資料にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、再提出方法等について協議するものとする。

（７）申込書受付締切日時の変更

契約担当者は、都合により申込者受付締切日時を変更する場合は、申込書を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じてホームページ等において公表するものとする。

（入札書の提出）

第８条　入札書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

（１）入札書の提出方法

入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子調達システムにより提出しなければならない。

（２）入札書受付締切日時

電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は指名通知書に記載の日時とする。なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

（３）再度入札

再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。また、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。

（内訳表の提出）

第９条　工事費内訳表又は業務費内訳表（以下「内訳表」という。）の提出方法は、次の各号のとおりとする。

（１）内訳表の添付

内訳表の提出が必要な入札案件においては、内訳表は原則として指定する様式で、電子調達システムにより入札書に添付して提出するものとする。内訳表の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は第７条第２号に準ずるものとする。

（２）ウィルス対策

　ウィルス対策については、第７条第６号に準ずるものとする。

（紙入札での参加）

第１０条　紙入札を希望する者は、締切日時までに紙入札参加承認願（様式第１）を提出し、紙入札審査結果通知書（様式第２）により承諾を得るものとする。

２　紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じないときとする。

（１）ＩＣカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

（２）ＩＣカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

（３）パソコン等のシステム障害

（４）前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

３　前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

（１）使用する印鑑

　契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者又は受任者の印鑑とする。

（２）入札書

　紙入札書（様式第３）を利用する。

（３）内訳表

　内訳表の提出が必要な入札案件においては、書面による内訳表を紙入札書と共に提出する。

（４）締切日時

ア　紙申込書（書面による申込書（様式第４）及び資料をいう。）の受付締切日時

　電子入札における申込書受付締切日時と同一とする。

イ　紙入札書の受付締切日時

　電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。

（入札の辞退）

第１１条　入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子調達システムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出するものとする。ただし、紙入札参加承認願を提出し承諾を得た場合に限り、書面による入札辞退届（様式第５）を提出することができるものとする。

（入札参加資格の失効）

第１２条　開札日までに入札参加資格停止の処分を受けた者は、入札参加資格を失う。

２　特定共同企業体の構成員が入札参加資格停止の処分を受けた場合は、当該特定共同企業体も入札参加資格を失う。

３　入札参加資格を失った者が、既に入札書を提出していた場合は無効とする。

（開札）

第１３条　開札の方法は、次の各号のとおりとする。

（１）開札の執行

契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子調達システムに登録した後に開札を行うものとする。

（２）開札時の立会い

ア　入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができるものとする。ただし、予定価格を事後公表とする場合を除く。

イ　契約担当者は、電子入札の開札の執行において、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

（無効の入札）

第１４条　契約規則第１３条に規定する事項及び次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

（１）入札書受付締切予定日時までに到達しない入札

（２）電子署名及び電子証明書のない入札

（３）特定共同企業体において、その企業体を代表する者のＩＣカードによらない入札

（４）特定共同企業体において、特定共同企業体名の入力のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札

２　同一案件において電子入札及び紙入札による入札書の提出をした場合は、いずれの入札も無効とする。

（資格確認）

第１５条　一般競争入札においては、開札後、最低価格提示者（総合評価方式による場合は、評価値の高い者）から順に入札参加資格の確認を行い、当該資格が確認できるまで行うものとする。

２　前項に規定する資格確認は、入札書、内訳表及び資料により行うものとする。

ただし、必要に応じて、別途資料を求めることができるものとする。

３　第１項、第２項及び前項ただし書きに規定する資格確認は、原則として開札日に行うものとする。

４　第３項の規定にかかわらず、総合評価方式による一般競争入札における資格確認は、開札日から起算して原則として４日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に行うものとする。

（電子くじ）

第１６条　資格確認の結果、落札候補者が２者以上あった場合は、電子調達システムにおける電子くじによって落札者を決定するものとする。

２　くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に、電子調達システムに「９９９」の入力を行うものとする。

（責任の範囲）

第１７条　電子入札において、申込書及び入札書（内訳表を含む。以下この条において同じ。）は、送信データが共同システムサーバに到達した時点で提出されたものとする。

２　入札参加者は、申込書及び入札書の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

（障害発生時の対応）

第１８条　契約担当者は、電子入札に使用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子調達システムの使用ができなくなった場合は、次の各号に定めるところにより対応する。

（１）短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合

必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。

（２）重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合

紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の受領が完了している場合は有効なものとして取扱い、再度の提出は要しない。既に提出された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。